

フォークリフトによる労働災害を防ぎましょう

フォークリフトによる接触事故などの労働災害が発生しています。次の1～8の項目に留意し、安全・安心なフォークリフト作業を確保しましょう。

1. フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務は、**フォークリフト講運転技能習**を修了した者、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務は、**フォークリフト運転特別教育**を修了した者など有資格者である必要があります。

なお、上記の資格で公道上での走行はできません。公道上を走行する場合は、別途小型特殊免許又は大型特殊免許が必要となりますので、ご注意ください。

2. 定期自主検査の実施

フォークリフトについては、損傷や故障などから生ずる災害を防止するため、**作業開始前点検**、定期自主検査を実施する必要があります。

定期自主検査は、**1月以内ごとに行う月次検査**と**1年以内ごとに行う年次検査**の2種類を実施する必要があります。年次検査については、「**特定自主検査**」として、外部の検査業者又は一定の資格を有する自社の労働者が行うこととなっています。

3. 作業計画の作成とその実施

フォークリフトを用いた作業では作業計画に基づく安全な作業が必要です。

- ・作業場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した作業計画を定めること。
- ・運行経路及び作業方法が示されたものであること。
- ・定めた作業計画に従い作業を行うこと。

※ **作業計画例は裏面にあります。**



4. 作業指揮者の配置

複数名で荷役作業を行う場合は、**作業指揮者**を配置してください。

5. フォークリフトを用いた作業時の遵守事項

- ・**フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。**
- ・荷崩れ防止措置を行うこと。
- ・運転時にはシートベルトを着用すること（シートベルトがある場合）。
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にすること。
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、墜落制止用器具の使用等の墜落防止措置を講じること。
- ・急停止、急旋回を行わないこと。
- ・荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- ・バック走行時には、**後方（進行方向）確認を徹底すること。**
- ・フォークに荷を載せての前進時には、**前方（荷の死角）確認を徹底すること。**
- ・構内を通行する時は、**安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さないこと。**



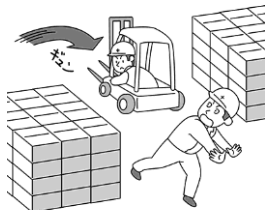
6. その他

- 自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示しましょう。
- 通路の死角部分にミラー等を設置し、フォークリフト運転者及び歩行者等が相互に確認しやすくしましょう。
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分し、フォークリフトと歩行者が接触しないようにしましょう。

7. 労働災害事例

事例1

倉庫において荷物を確認していた労働者が、後退してきたフォークリフトの後輪と接触し、足を負傷した。



絵出典：『職場のあんぜんサイト』

事例2

原料用空箱を入荷場から外の空箱置き場に運搬するため、フォークリフトでシャッター下を一次停止しないで通過したとき、シャッター前を横切ろうとした作業者と衝突しそうになった。



出典：『職場のあんぜんサイト』

事例3（用途外使用）

フォークリフトのフォークに差し込んだパレット上に、荷と労働者を乗せてフォークを上昇させた後、荷を降ろすためにフォークリフトを前進させたところ、パレットから労働者が墜落した。



出典：荷役作業時の労働災害を防止しよう～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル

8. フォークリフトの作業計画例

下記例を参考に安全が確保できる計画を立てましょう。

フォークリフトによる作業計画（作成例）					
作成年月日	平成21年3月23日（月）		計画作成者	〇〇〇〇	
作業名	木箱のトラック積み込み作業		作業指揮者	〇〇〇〇	
作業実施日時	平成21年4月1日（水）8時00分～平成22年3月31日（水）17時00分				
荷	品名	荷姿	個数	一個の重量	備考
	精密機械	木箱	トラック1台に3個	1トン	
使用するフォークリフト及び従事者	車両番号	能力	運転者	誘導者	備考
	L01-5523	2トン	〇〇〇〇	なし	
フォークリフトの運行経路 立入・走行・禁止箇所 1 設定なし 2 設定あり （具体的に掲載） ※ 内はフォークリフト走行経路及びトラック積み込み場所につき作業中は立入り禁止。運転者は運転経路からトラックボデー上の安全な場所へ後退。 ※ 倉庫内は作業指揮者及びフォークリフト運転者（倉庫内の立入り許可）他の作業者は立入り禁止。					
積付け又は取卸の方法	フォークリフトによるトラック積み込み作業				
適用する安全作業マニュアル、作業手順等	フォークリフト運転者は作業手順書NO4の作業手順を適用すること。				

『陸上貨物運送事業・倉庫業における派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル』より
（厚生労働省ホームページに掲載）

9. ホームページのご案内

厚生労働省ホームページには、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。

『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、労働安全衛生法や関係法令、通達を見ることができます。また、宮城労働局ホームページには、宮城県内の労働災害発生状況、当署独自の情報など身近な情報を掲載しています。これらについて、ぜひご利用ください。



厚生労働省
安全衛生関係
リーフレットページ



職場のあんぜん
サイト



宮城労働局
ホームページ